

杉並区基金管理及び運用方針

1 方針策定の趣旨

この方針は、地方自治法第 241 条第 2 項の規定に基づき、会計管理者が管理する基金を、確実かつ効率的に管理・運用するため、その基本原則及び具体的な方法を定めるものとする。

2 基金管理及び運用の基本原則

- (1) 元本を確実に保全し「安全性」を確保する。
- (2) 支払準備金に支障が生じないよう「流動性」を確保する。
- (3) 安全性・流動性の確保を前提に「収益性」の向上に努める。

3 「安全性」の確保について

(1) 預金

- ① 預金の預入れ先の選定に当たっては、区内に店舗を有するなど区民生活や地域経済に関係する金融機関の中から、格付け・自己資本比率・不良債権比率などの指標により、信用力を判断し決定する。
- ② 格付けについては、金融庁から信用格付業の登録を受けた格付機関による評価が、A 格（A－を含む）以上の金融機関とする。また、複数の格付機関から異なる評価を取得している場合は、そのうち最低の格付が A 格（A－を含む）以上のものとする。
- ③ 特定の金融機関に資金が集中しないよう、分散した運用に配慮する。

(2) 債券

- ① 債券の購入に当たっては、(1) ②と同様の格付けを取得している債券発行体の債券を対象とする。ただし、国債及び地方債については、格付けを求めない。
- ② 特定の債券発行体に資金が集中しないよう、分散した運用に配慮する。
- ③ 公共債（国債・地方債・財投機関債）と事業債の購入割合は、概ね 50 : 50 とする。

4 「流動性」の確保について

(1) 預金

- ① 預金は、不測の事態に備えるため、残高を 400 億円程度確保するとともに、歳計現金の一時的な不足にも対応するため、そのうち 150 億円程度を普通預金とし、250 億円程度を定期性預金で運用する。
- ② 定期性預金の預入期間は、原則として半年又は 1 年とする。

(2) 債券

- ① 債券の購入に当たっては、期間 5 年のラダー型ポートフォリオを基本とし、毎年度の償還額を 80 億円以上確保する。

- ② 杉並区役所庁舎整備基金については、ラダー型ポートフォリオによらず、当該基金の取崩開始時期と償還時期の整合が図られるように運用を行う。

5 「収益性」の確保について

(1) 預金

- ① 預金の預入に当たっては、金融機関から預金金利に係る引き合い書の提出を受けてその比較を行った上で、金融機関の規模や経営状況等を考慮して、より有利な預入先・金額・期間を決定する。

(2) 債券

- ① 債券の購入に当たっては、5年満期のものを基本とするが、毎年度の償還額を80億円以上確保した上で、満期が5年を超える債券を購入することは妨げない。
- ② 債券の購入に当たっては、新発債市場に加え既発債市場も活用する。
- ③ 購入した債券は、償還までの満期保有を原則とする。ただし、次の場合に限り、債券の中途売却を行うことができる。
 - (イ) 安全性を確保するために必要な場合
 - (ロ) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
 - (ハ) 収益性を確実に向上させることができる場合

6 運用基金について

運用基金については、以上の規定に関わらず、指定金融機関の普通預金で管理する。

7 実績及び方針の報告・公表

- (1) 会計管理者は、年1回以上、基金運用実績を区長に報告するとともに、区民へ公表する。
- (2) 会計管理者は、必要に応じて方針の見直しを行い、改定した場合は、区長に報告するとともに、区民へ公表する。

附則（施行期日）

本方針は、令和7年4月1日から施行する。